

可児市国土強靱化地域計画

(案)

令和＊年＊月
可児市

<目次>

はじめに	-----	P	1
第1章 計画の策定趣旨・位置づけ			
1-1	計画の策定趣旨	-----	P 2
1-2	計画の位置づけ	-----	P 2
1-3	計画策定の進め方	-----	P 3
1-4	計画期間	-----	P 3
第2章 可児市における国土強靱化の基本的考え方			
2-1	可児市における国土強靱化の目指す方向性	-----	P 4
2-2	可児市における国土強靱化の基本目標	-----	P 4
第3章 可児市の地域特性			
3-1	可児市の自然・地勢的特性	-----	P 5
3-2	可児市の現状とこれからの姿	-----	P 6
第4章 計画策定に際して想定するリスク			
4-1	これまでに発生した災害	-----	P 7
4-2	今後発生が想定される災害	-----	P 8
4-3	「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」の設定	-----	P 10
第5章 脆弱性評価と施策の推進方針			
5-1	脆弱性評価と施策の推進方針の決定方法	-----	P 12
5-2	施策分野の設定	-----	P 12
5-3	取り組むべき施策の推進方針	-----	P 13
第6章 計画の推進と見直し			
6-1	計画の推進	-----	P 29
6-2	計画の見直し	-----	P 29
(別紙1) 脆弱性評価と施策の推進方針の検討 ----- P 31			

＜はじめに＞

我が国では、地震災害、毎年のように発生する台風・豪雨災害など、これまでに数多くの大規模自然災害に見舞われ、そして、災害から長い時間をかけ復旧と復興を繰り返してきた。

近い将来発生するとされている南海トラフを震源とする巨大地震や首都直下地震、火山噴火等に対し、これまでの災害対応で得た教訓を生かすことを目的に、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が施行された。

災害に負けない強さと、迅速に回復するしなやかさを併せ持つ国づくりを推進する必要があるとの観点から、平成 26 年 6 月に、国土の強靱化に関する個々の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」が策定された。また、岐阜県は、令和 2 年 3 月に「第 2 期岐阜県強靱化計画」を策定している。

国土強靱化は国、地方公共団体、民間事業者、そして国民が一丸となり取り組むことが必要であり、それぞれの立場を尊重しつつ連携する体制を構築する必要がある。これらを踏まえ本市では、今後発生すると考えられる自然災害に備え「可児市国土強靱化地域計画」を策定した。

「可児市国土強靱化地域計画」は、「国土強靱化基本計画」や「第 2 期岐阜県強靱化計画」と調和を図りつつ、本市の地勢・環境・規模等に即したものとし、災害から市民の命と財産を守り、迅速に復旧・復興が可能となるよう「強さ」と「しなやかさ」を持った可児市を目指すための各計画の指針とするものである。

第1章 計画の策定趣旨・位置づけ

1-1 計画の策定趣旨

平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行された。

基本法では、第13条で「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる」と規定されている。

本市においても、南海トラフ地震等、いかなる災害が発生した場合でも、致命的な被害を回避し、被害を仮に受けることがあっても、それを可能な限り最小化し、迅速に回復することができるよう、「可児市国土強靱化地域計画」を策定する。

1-2 計画の位置づけ

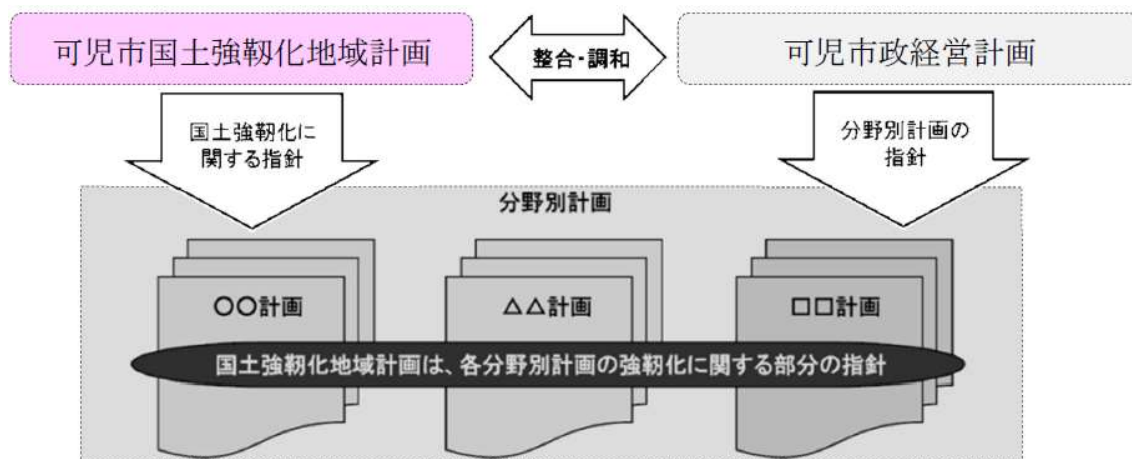
(1) 可児市国土強靱化地域計画について

「可児市国土強靱化地域計画」は、基本法の第13条に基づく国土強靱化地域計画である。

(2) 可児市における国土強靱化地域計画

「可児市国土強靱化地域計画」は、国土強靱化の観点から、地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものであり、「国土強靱化基本計画」と同様に、地域における国土強靱化に係る計画等の指針としての性格を有するものである。

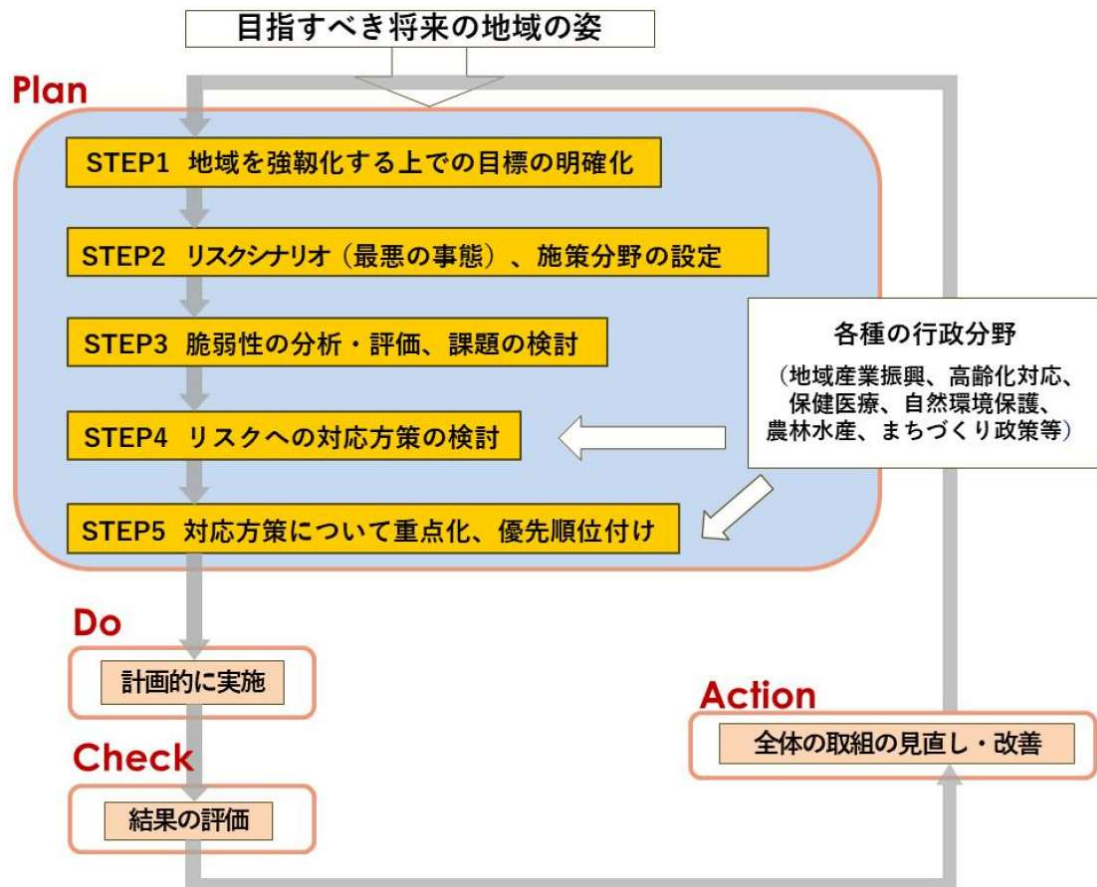
「可児市国土強靱化地域計画」は、「可児市政経営計画」（令和2年3月策定）と整合・調和を図って策定されるものであり、「可児市政経営計画」と並列で、各分野別計画の上位計画となるものである。



【図1】強靱化計画と他計画等との位置付けのイメージ

1－3 計画策定の進め方

「可児市国土強靱化地域計画」は、内閣官房国土強靱化推進室の示す、国土強靱化地域計画策定ガイドラインの策定手順に沿って策定を進めるものとする。



【図2】計画策定手順のイメージ

出典：「国土強靱化地域計画策定ガイドライン（第7版）策定・改定編」

1－4 計画期間

「可児市国土強靱化地域計画」は、計画期間を令和2年度（3月）～令和5年度までとする。

また、国及び県の国土強靱化施策の推進状況等を考慮し、概ね5年ごとに計画の見直しを実施する。

第2章 可児市における国土強靱化の基本的考え方

2-1 可児市における国土強靱化の目指す方向性

可児市における国土強靱化の目指す方向性は、本市を取り巻く社会経済情勢を踏まえ、大規模自然災害に対する市域の強靱化を図ることはもとより、国や岐阜県の国土強靱化に向けた政策と調和を図りながら、本市としての役割を発揮し、国全体の強靱化に貢献することである。

2-2 可児市における国土強靱化の基本目標

基本法の第14条で規定されるとおり、国土強靱化地域計画は「国土強靱化基本計画」との調和が保たれたものでなければならない。

これを踏まえ、「可児市国土強靱化地域計画」の策定にあたって、「国土強靱化基本計画」及び「第2期岐阜県強靱化計画」の基本目標を踏襲し、以下の4つを可児市における国土強靱化の基本目標として、強靱化を推進することとする。

可児市における国土強靱化の基本目標

- 1 市民の生命の保護が最大限図られること
- 2 市の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 3 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 4 迅速な復旧復興

第3章 可児市の地域特性

3-1 可児市の自然・地勢的特性

本市は、可児盆地を市域としており、平成17年に兼山町と合併したことによって、兼山地区（旧兼山町）は御嵩町を挟んだ飛地となっている。

北部には木曽川が流れ、対岸の太田盆地まで概ね平坦な地形が続いており、北西部にそびえる鳩吹山のふもとで可児川が木曽川と合流している。東部は浅間山をはじめ広く丘陵地となっており、多くのゴルフ場を有しているほか、一団で開発された住宅団地が点在している。南部には住宅団地や工業団地が広がっているほか、西部の丘陵地では西可児駅を中心として住宅団地の開発が進み、最も人口が多い地区となっている。

気候は、夏季に降水量の多い表日本式気候に属している。また、周囲が小高い丘陵に囲まれた盆地であり、太平洋から離れた位置にあることから、やや内陸性気候の傾向もある。



【図3】可児市の位置

3-2 可児市の現状とこれからの姿

(1)人口の現状分析

本市の人口は、昭和45年までは微増で推移していたが、丘陵地への住宅団地などの開発が行われて以降急激に伸び始め、平成17年に97,686人まで増加した。平成22年に97,436人と減少したが、平成27年に98,695人と、平成22年と比べ約1,200人の増加となっている。

また、本市は外国籍市民が多数住んでおり、令和元年12月末現在で住民数は岐阜市について県内で2番目に多く、人口割合でも美濃加茂市について2番目に多い割合となっている。

しかしながら、全国的な人口減少が進むなか本市も例外ではなく、国立社会保障・人口問題研究所準拠の推計では令和22年(2040年)に91,581人と推計され、その傾向のまま推移すると令和42年(2060年)に78,418人まで減少すると予測されている。

(2)働き手・人手不足が深刻化

雇用は、多治見公共職業安定所(ハローワーク多治見)管内における有効求人倍率が平成21年に0.35倍まで落ち込んだ後、上昇を続けており、令和元年12月には2.30倍となり、全国平均を上回り推移している。また、職種別の有効求人倍率に大きなばらつきがある等の雇用のミスマッチが生じていることや少子高齢化の影響もあり、今後も各職種で人手不足の状態が続くことが予想される。

東海財務局の県内経済情勢や中部経済産業局管内の経済動向では、直近の経済活動は改善しているものの足踏みがみられ、景気は下降気味と判断している。加えて、米中貿易摩擦の長期化による影響や、原料価格と燃料費の高騰等、先行きを見通せない状況との見解も示しており、本市においてもこれらの影響を受けると予想される。

(3)集中的に整備した施設やインフラの老朽化

昭和40年代後半からの急激な人口増加により成長してきた本市は、小中学校や地区センターに加え、橋梁や農業施設、上下水道施設といったインフラを集中的に整備してきた。また、平成14年には生涯学習やコミュニティ活動等、多くの機能を有する文化・芸術拠点として文化創造センターが完成した。さらに、大規模事業としてかねてより計画していた都市計画道路可児駅前線や土田渡多目的広場も近く完成する。

今後は新たな施設を整備するのではなく、これまで整備してきた施設を長く大切に使うための維持管理が中心となるが、こうした維持管理経費や大規模改修等の更新費用が財政を圧迫することが予想される。平成28年度策定の「可児市公共施設等マネジメント基本計画」では、ライフサイクルコスト削減の3つの方策(施設の長寿命化・規模縮小・複合集約)を行うとともに、令和13年度(2031年度)までに施設改修等のための基金を87億円積み立てても33億円の財源不足になる見込みである。

出典：「可児市政経営計画～住みごころ一番・可児の実現に向けて～〈令和2年度～令和5年度〉」
「可児市人口ビジョン改訂版(令和2年10月)」

第4章 計画策定に際して想定するリスク

4-1 これまでに発生した災害

(1)風水害

本市において、これまでに発生した主な風水害の被害状況は以下のとおりである。

特に平成22年の7.15豪雨災害では、可児川の氾濫により死者1名、行方不明者2名の人的被害のほか、市内各地で道路の冠水、家屋の浸水、土砂崩れ等が発生した。

◆風水害発生状況

発 生 日	種 別	被 害 状 況
昭和 34. 9. 26	台風 (伊勢湾台風)	死者3人 負傷者59人 家屋全壊322戸 半壊514戸 浸水47戸
36. 6. 24 ～29	大雨	降雨量24日～26日まで234mm 27日139.5mm 農地の冠水798ha 路面流出・路側の決壊98箇所 橋りょう流出3箇所
36. 9. 15 ～16	台風 (第2室戸台風)	家屋全壊9戸 半壊41戸
45. 6. 16 ～18	大雨	降雨量259mm 家屋半壊1戸 床下浸水28戸 農地の流出・埋没3.5ha 農地の冠水800ha
50. 6. 10	大雨	死者2人 床下浸水145戸 農地の冠水・埋没0.7ha
58. 9. 28	大雨	床上浸水12戸 床下浸水8戸 非住家の浸水15戸 農地の冠水29ha
平成 4. 8. 11	大雨	床上浸水1戸 床下浸水42戸 一部破損2戸 護岸決壊23箇所 道路崩壊1箇所 農地冠水6箇所
5. 9. 9	台風 (14号)	床下浸水2戸 落橋1箇所 交通不能箇所2箇所 護岸決壊4箇所
10. 9. 22	台風 (7号)	家屋半壊4戸 一部破損79戸 非住家の被害32戸 交通不能箇所94箇所 山腹崩壊0.04ha 農作物被害(水稲80ha 野菜31.8ha 果樹0.8ha)
11. 9. 15 ～16	台風 (16号)	死者1人 床下浸水(住宅)23戸 (住宅以外)29戸 農地の冠水0.45ha 農地の土砂流出0.05ha 路側決壊11箇所 道路崩壊6箇所 護岸崩壊5箇所
22. 7. 15 ～16	大雨	降雨量7時間で270mm 時間雨量91.5mm 死者1人 行方不明2人 負傷者1人 床上浸水(住宅)34棟 (住宅以外)157棟 床下浸水(住宅)151棟 (住宅以外)12棟
23. 9. 20 ～21	台風 (15号)	負傷者1人 床上浸水(住宅)7棟 (住宅以外)34棟 床下浸水(住宅)53棟 (住宅以外)25棟
29. 7. 14	大雨	床下浸水(住宅)4棟 (住宅以外)1棟 路側決壊9箇所
29. 8. 18 ～19	大雨	記録的短時間大雨情報1回 床下浸水(住宅)7棟 (住宅以外)6棟 交通不能箇所4箇所

出典：「可児市地域防災計画」

(2)地震

本市では、明治 24 年 10 月 28 日に発生した濃尾大地震により、根尾谷断層の東南端に当たる帷子地区や春里地区で特に大きな被害があった（両地区で死者 11 人、全壊戸数 400 等）が、それ以降は大きな震災に見舞われていない。

出典：「可児市地域防災計画」

(3)大規模火災

本市では、昭和 62 年 4 月 19 日に西帷子地内の鳩吹山において、鳩吹山林野火災が発生した。延べ 3 日間にわたって燃え続け、焼失面積 90 ヘクタール、損害額 3,800 万円の被害となる大規模な林野火災であった。

出典：「可児市史」

4－2 今後発生が想定される災害

(1)風水害

本市の自然・地勢的な特性から、伊勢湾台風のような強風及び大雨による被害や、7.15 豪雨災害のような局地的な豪雨による河川氾濫や土砂災害等が発生するおそれがある。

(2)地震

我が国では、平成 7 年 1 月 17 日の阪神・淡路大震災や平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災、平成 28 年 4 月 14 日および 4 月 16 日の熊本地震等により大規模な被害が出ている。

特に東日本大震災は、これまでの想定を上回る規模であり、建物の倒壊や火災、ライフラインの途絶、道路・鉄道等の交通ネットワークの停止による都市活動の機能停止や帰宅困難者への対応等、様々な課題が浮き彫りとなった。

東日本大震災を受けて中央防災会議や岐阜県では、近い将来今回の地震と同様のメカニズムで発生すると考えられている南海トラフ地震等について議論されているほか、岐阜県内には多数の活断層が分布しており、内陸直下型地震の発生も危惧される。

国及び岐阜県による被害想定調査によれば、南海トラフ地震が発生した場合、本市における最大震度は 6 弱とされているほか、岐阜県においては内陸直下型地震の発生も危惧される。

各地震ごとの被害想定は、次頁のとおり。

(3)大規模火災

近年、国内での大規模火災は減少しているが、平成 28 年に新潟県糸魚川市の住宅密集地で発生した大規模火災のように、気象条件や出火場所によっては、本市においても大規模火災となる可能性がある。住宅地や市街地での火災、及び林野火災が発生した場合は、甚大な被害が予想される。

◆地震被害想定

想 定 項 目			南海トラフ地震	養老・桑名・四日市断層帯地震	揖斐川・武儀川（濃尾）断層帯地震	長良川上流断層帯地震（北↓南）	長良川上流断層帯地震（南↓北）	屏風山・恵那山及び猿投山断層帯地震	阿寺断層系地震（南↓北）	阿寺断層系地震（北↓南東）	跡津川断層地震	高山・大原断層帯地震（東↓西）	高山・大原断層帯地震（南↓北東）
最 大 震 度			6 弱	6 弱	6 弱	6 弱	5 強	6 弱	5 強	5 強	5 強	5 強	5 弱
建物被害（棟）	揺れ	全壊	143	28	339	118	0	72	0	3	2	0	0
		半壊	1,277	486	2,124	1,151	26	937	66	162	99	36	1
	液状化	全壊	365	41	116	53	0	31	0	7	2	7	0
		半壊	566	64	182	83	0	49	0	11	3	11	0
	急傾斜地	全壊	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	全壊	508	69	456	172	0	104	0	11	4	7	0
		半壊	1,843	550	2,306	1,234	26	985	66	173	102	47	1
火災（件）	冬の朝 5 時		0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	夏の昼 12 時		1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	冬の夕方 18 時		2	1	2	1	0	1	0	0	0	0	0
人的被害（人）	死者	発生時刻	冬の朝 5 時	9	2	21	7	0	4	0	0	0	0
		夏の昼 12 時	3	1	8	3	0	2	0	0	0	0	0
		冬の夕方 18 時	5	1	13	4	0	3	0	0	0	0	0
	重症者	発生時刻	冬の朝 5 時	15	3	37	13	0	8	0	0	0	0
		夏の昼 12 時	14	3	29	12	0	8	0	1	0	0	0
		冬の夕方 18 時	12	2	27	11	0	7	0	1	0	0	0
	負傷者	発生時刻	冬の朝 5 時	271	98	478	247	5	195	12	32	19	7
		夏の昼 12 時	160	63	293	150	4	115	10	23	15	6	0
		冬の夕方 18 時	168	63	299	153	4	121	10	22	14	5	0
	要救出者	発生時刻	冬の朝 5 時	40	8	96	33	0	20	0	1	1	0
		夏の昼 12 時	22	4	50	19	0	12	0	1	0	0	0
		冬の夕方 18 時	27	5	64	23	0	14	0	1	0	0	0
避難者数 （建物被害及び焼失）			3,324	811	3,823	1,863	32	1,438	79	234	130	74	1
帰宅困難者数			669	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※数値は小数点以下を四捨五入しているため合計値等が一致しない場合があります。

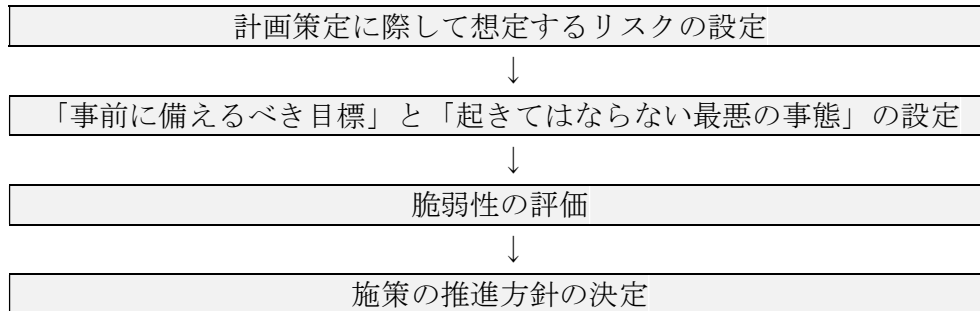
出典：「平成 30 年度 岐阜県内陸直下地震等被害想定調査（岐阜県）」

「平成 23～24 年度 岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査（岐阜県）」

4-3 「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」の設定

「強靱」とは「強くてしなやか」という意味であり、国土強靱化とは、私たちの国土や経済、暮らしが、災害や事故などにより致命的な障害を受けない強さと、速やかに回復するしなやかさを持つことである。

国の基本方針では、「強靱性」の反対語である「脆弱性」を分析・評価し、脆弱性を克服するための課題とリスクに対して、強く、しなやかに対応するための方策を検討することとされている。



「可児市国土強靱化地域計画」は、「国土強靱化基本計画」及び「第2期岐阜県強靱化計画」を参考にしつつ、本市の地域特性等も取り入れ、7項目の「事前に備えるべき目標（カテゴリー）」と18項目の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定した。

国土強靱化基本計画	事前に備えるべき目標（カテゴリー）	8項目
	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	45項目
↓		
第2期岐阜県強靱化計画	事前に備えるべき目標（カテゴリー）	7項目
	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	26項目
↓		
可児市国土強靱化地域計画	事前に備えるべき目標（カテゴリー）	7項目
	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	18項目

可児市における「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」

事前に備えるべき目標 (カテゴリー) 7 項目		起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ) 18 項目	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	巨大地震による住宅・建築物の倒壊、住宅地や市街地等の大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生
		1-2	集中豪雨による市街地や集落等の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生
		1-3	大規模土砂災害による集落等の壊滅や甚大な人的被害の発生
		1-4	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等に伴う被害の拡大
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確保する	2-1	被災地における食料・飲料水等の物資の供給等の長期停止
		2-2	救助・救急活動の遅れ及び重大な不足等
		2-3	劣悪な生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市職員・施設等の被災による行政機能の低下
4	生活・経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
		4-2	市内経済の活性化ができないことによる観光経済等への影響
5	ライフラインや地域交通ネットワーク等の被害を最小限に留める	5-1	ライフライン（電気、ガス、上下水道等）の長期間にわたる機能停止
		5-2	地域交通ネットワークが分断する事態
6	制御不能な複合災害、二次災害を発生させない	6-1	ため池、堤防、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		6-2	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
7	地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	7-1	環境の悪化等による復旧・復興の大幅な遅れ
		7-2	人材等の不足による復旧・復興の大幅な遅れ
		7-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		7-4	高齢者や子育て世代等の包括的な支援体制機能の低下や、福祉・医療・教育等の機能の低下

第5章 脆弱性評価と施策の推進方針

5-1 脆弱性評価と施策の推進方針の決定方法

前章では、7項目の「事前に備えるべき目標（カテゴリー）」と18項目の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定した。

第5章では、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに、脆弱性として、本市において大規模な災害が発生した場合に、最悪の事態を回避するために必要な項目を洗い出した。次に、各施策分野における脆弱性についての的確に把握するため、本市の各部局が行う施策の状況から施策分野の整理を行った。

特定した脆弱性について評価した結果を踏まえ、事態の回避に向けた現行施策の対応力や、取り組むべき施策について検討を行い、本市の強靱化における推進方針を決定した。

5-2 施策分野の設定

前述の施策分野の整理において、複数の施策分野に関係する「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」が多数存在することから、市の機構（部局構成）も鑑みて、下記のとおり6つの個別施策分野と2つの横断的分野を設定した。

	施策分野		主に関係する部局
個別施策分野	①国土保全／交通／ライフライン ／都市・住宅・土地利用	→	建設部／水道部
	②健康／福祉	→	福祉部／こども健康部
	③産業／農林業	→	観光経済部
	④行政機能	→	市長公室／企画部／総務部
	⑤環境／文化／地域コミュニティ	→	市民部／文化スポーツ部
	⑥教育分野	→	教育委員会事務局
横断的分野	⑦リスクコミュニケーション		
	⑧老朽化対策・長寿命化		

5-3 取り組むべき施策の推進方針

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに、脆弱性を特定するとともに、関係する施策分野の整理を行い、施策の推進方針を決定した。

脆弱性評価と施策の推進方針の具体的内容については、別紙1「脆弱性評価と施策の推進方針の検討」（本計画P31～）のとおりである。

1 直接死を最大限防ぐ	
1-1	巨大地震による住宅・建築物の倒壊、住宅地や市街地等の大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生

最悪な事態を回避するための主な脆弱性評価

- 地震による住宅・建築物等の倒壊の被害を防ぐ必要がある。
- 公共施設等の長寿命化の推進が必要である。
- 公共施設等の被害や屋内設置物の転倒等を防止する対策を実施する必要がある。
- 各種火災を防止できるよう啓発を進める必要がある。
- 火災発生時の迅速な消火活動をできるよう準備しておく必要がある。
- 空き家の倒壊による道路の閉塞や火災発生を防ぐ必要がある。

施策分野

- ①国土保全／交通／ライフライン／都市・住宅・土地利用 【建設部／水道部】
- ④行政機能 【市長公室／企画部／総務部】
- ⑤環境／文化／地域コミュニティ 【市民部／文化スポーツ部】
- ⑥教育分野 【教育委員会事務局】
- ⑧老朽化対策・長寿命化



取り組むべき施策の推進方針
○住宅・建築物等の耐震化・防火対策の促進
○公共施設等の維持管理
○空き家対策の推進
○消防力の強化

1 直接死を最大限防ぐ	
1-2	集中豪雨による市街地や集落等の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生

最悪な事態を回避するための主な脆弱性評価

- 近年の降雨の激甚化等に伴う水害への対策を進める必要がある。
- 浸水被害を防止・軽減する必要がある。
- 平常時からリスクに備える必要がある。
- 水害・防災への意識を深め、地域の安全・安心の向上を図る必要がある。

施策分野

- ①国土保全／交通／ライフライン／都市・住宅・土地利用 【建設部／水道部】
- ⑧老朽化対策・長寿命化



取り組むべき施策の推進方針	
○水害対策の推進 ○水害に関する防災意識の向上	

1 直接死を最大限防ぐ	
1-3	大規模土砂災害による集落等の壊滅や甚大な人的被害の発生

最悪な事態を回避するための主な脆弱性評価

- 土砂災害による被害を防止・軽減する必要がある。
- 土砂災害のおそれがある区域を明らかにする必要がある。
- 危険個所の周知や、避難のための準備等の対策を実施する必要がある。

施策分野

- ①国土保全／交通／ライフライン／都市・住宅・土地利用 【建設部／水道部】
- ⑧老朽化対策・長寿命化



取り組むべき施策の推進方針	
○土砂災害対策の推進 ○土砂災害に関する防災意識の向上	

1 直接死を最大限防ぐ	
1-4	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等に伴う被害の拡大

最悪な事態を回避するための主な脆弱性評価

- 各種防災情報や避難情報を、迅速・正確に、分かりやすく発信する必要がある。
- 関係機関との連絡体制を確立しておく必要がある。
- 住民が自らの災害リスクを我が事と捉えて準備や想定ができるように、周知を進める必要がある。
- 住民が避難行動をするために必要な情報を、いつでも取得・確認できるよう整備しておく必要がある。
- 地域・家庭・学校等における防災教育を進め、自助と共助の底上げをすることが必要である。
- それぞれの課題に応じて、指導や訓練が必要である。
- 情報取得や避難時の行動において、配慮が必要な方に対する支援を進める必要がある。
- 要配慮者利用施設における避難確保の準備を進めるよう促進する必要がある。
- 外国籍市民にも防災情報や避難情報が確実に伝わるよう、平時からの生活支援や教育支援等の取り組みが必要である。

施策分野

- ①国土保全／交通／ライフライン／都市・住宅・土地利用 【建設部／水道部】
- ④行政機能 【市長公室／企画部／総務部】
- ⑤環境／文化／地域コミュニティ 【市民部／文化スポーツ部】
- ⑥教育分野 【教育委員会事務局】
- ⑦リスクコミュニケーション



取り組むべき施策の推進方針
○住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化 ○住民主体での避難対策の強化 ○防災教育の推進 ○要配慮者支援の推進 ○外国籍市民向けの情報発信方法の整備 ○多文化共生・外国語コミュニケーションの推進

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確保する	
2-1	被災地における食料・飲料水等の物資の供給等の長期停止

最悪な事態を回避するための主な脆弱性評価

- 市における非常用物資の備蓄を計画的に進める必要がある。
- 各家庭等における備蓄について、引き続き啓発を実施する必要がある。
- 防災拠点の円滑な運営が図られるよう準備する必要がある。
- 応援部隊や支援物資の受け入れなどの活動拠点を確保するとともに、拠点の防災機能を強化していく必要がある。
- 各団体や企業等との協定締結を進める必要がある。
- 支援物資供給等のための官民連携を進める必要がある。
- 帰宅困難者の対策が必要である。

施策分野

- ①国土保全／交通／ライフライン／都市・住宅・土地利用 【建設部／水道部】
- ④行政機能 【市長公室／企画部／総務部】
- ⑤環境／文化／地域コミュニティ 【市民部／文化スポーツ部】



取り組むべき施策の推進方針
○非常用物資の備蓄促進 ○支援物資の供給等に係る防災拠点機能の強化 ○支援物資の供給等に係る官民の連携体制の強化 ○帰宅困難者対策の推進

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確保する	
2-2	救助・救急活動の遅れ及び重大な不足等

最悪な事態を回避するための主な脆弱性評価

- 救出救助に係る関係機関との連携を強化する必要がある。
- 医療・介護体制を確保できるよう関係機関との連携を強化する必要がある。
- 災害時に必要な各種資材や拠点等が確実に使用できるよう、平時からの整備が必要である。
- 社会福祉施設等への支援が必要である。

施策分野

- ②健康／福祉 【福祉部／こども健康部】
- ④行政機能 【市長公室／企画部／総務部】
- ⑦リスクコミュニケーション



取り組むべき施策の推進方針
○災害対応力強化のための資機材整備 ○救助救出・医療・介護等の関係機関との連携体制の強化 ○社会福祉施設等への支援

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確保する	
2-3	劣悪な生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化

最悪な事態を回避するための主な脆弱性評価

- 避難所の防災機能・生活環境を確保できるよう配慮を進める必要がある。
- 要配慮者が安心して避難生活を送れるようにするため、整備や支援を行う必要がある。
- 発災時における被災者の健康状態を悪化させないための対策が必要である。
- 避難所での感染症等による健康の悪化を防止する必要がある。
- 災害関連死を防止するための対策が必要である。
- 福祉避難所の運営体制を確保する必要がある。

施策分野

- ①国土保全／交通／ライフライン／都市・住宅・土地利用 【建設部／水道部】
- ②健康／福祉 【福祉部／こども健康部】
- ④行政機能 【市長公室／企画部／総務部】



取り組むべき施策の推進方針
○避難所環境の充実 ○健康管理体制の整備 ○福祉避難所の運営体制確保

3 必要不可欠な行政機能を確保する	
3-1	市職員・施設等の被災による行政機能の低下

最悪な事態を回避するための主な脆弱性評価

- 住民に的確な避難情報等が発令できるような態勢を整えておく必要がある。
- 庁舎等の防災拠点機能を確保する必要がある。
- 情報システム関連は、災害時においても停止することなく稼働又は早く復旧できる必要がある。
- 業務継続体制の整備が必要である。
- 被災後に必要な書類関係を滞りなく発行できる体制を準備する必要がある。
- 国や県、他市に対して、円滑に職員の応援要請ができる体制を築いておく必要がある。
- 切れ目のない被災者生活再建を支援する必要がある。
- 被災住宅への支援が必要である。

施策分野

- ①国土保全／交通／ライフライン／都市・住宅・土地利用 【建設部／水道部】
- ④行政機能 【市長公室／企画部／総務部】
- ⑤環境／文化／地域コミュニティ 【市民部／文化スポーツ部】
- ⑥教育分野 【教育委員会事務局】
- ⑧老朽化対策・長寿命化



取り組むべき施策の推進方針
○災害初動対応力の強化 ○庁舎等の防災拠点機能の確保 ○業務継続体制の整備 ○広域連携の推進 ○切れ目のない被災者生活再建支援 ○被災住宅への支援や応急住宅の供給

4 生活・経済活動を機能不全に陥らせない	
4-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

最悪な事態を回避するための主な脆弱性評価

- 企業等の災害への対策強化を推進する必要がある。
- 本社機能の可見市への移転を推進することで、大都市圏に集中する企業のリスク分散に繋げる必要がある。
- 市内の工業団地等への企業立地を進めるとともに、既存企業の市外流出を防ぐ必要がある。
- 地域の商工業の支援を促進することにより、災害時等にも耐えうる体力のある事業者を増やす必要がある。

施策分野

- ①国土保全／交通／ライフライン／都市・住宅・土地利用 【建設部／水道部】
- ③産業／農林業 【観光経済部】
- ⑧老朽化対策・長寿命化



取り組むべき施策の推進方針
○BCP等の策定支援 ○企業立地の促進 ○商工業の支援

4 生活・経済活動を機能不全に陥らせない	
----------------------	--

4-2	市内経済の活性化ができないことによる観光経済等への影響
-----	-----------------------------

最悪な事態を回避するための主な脆弱性評価

- 大規模災害で市内経済が停滞しても、地域全体が衰退することなく、迅速な復旧復興をするためには、地域経済活性化を進めておく必要がある。
- 平時から、可児市の新たな魅力創出と発信を行い、観光交流人口の増加のみならず、移住・定住に繋げていくことが必要である。
- 大規模災害発生時の過度な報道等により、風評被害が発生する場合があります、適切な対応が必要である。

施策分野

- ①国土保全／交通／ライフライン／都市・住宅・土地利用 【建設部／水道部】
- ③産業／農林業 【観光経済部】
- ④行政機能 【市長公室／企画部／総務部】
- ⑤環境／文化／地域コミュニティ 【市民部／文化スポーツ部】



取り組むべき施策の推進方針

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○市内経済の活性化○観光地等の風評被害防止対策 |
|--|

5 ライフラインや地域交通ネットワーク等の被害を最小限に留める	
5-1	ライフライン（電気、ガス、上下水道等）の長期間にわたる機能停止

最悪な事態を回避するための主な脆弱性評価

- 災害時に各事業者と連絡できる体制を整えるとともに、対応力を強化するための連携を深める必要がある。
- 停電が長期化した際にも代替的な電源が迅速かつ円滑に確保される仕組みを整備する必要がある。
- 停電時の住民の不安や混乱を軽減するため、適切な情報発信を行う必要がある。
- 暴風等に伴う倒木による停電発生への対策をする必要がある。
- 上下水道の耐震化や長寿命化を推進する必要がある。
- 上水道施設の被害により断水が発生した場合の対策が必要である。
- 下水道施設の被害により汚水施設等の長期間の機能停止を防ぐ必要がある。
- 大規模災害時も、緊急・救援輸送への対応や早急な運行再開が必要である。

施策分野

- ①国土保全／交通／ライフライン／都市・住宅・土地利用 【建設部／水道部】
- ③産業／農林業 【観光経済部】
- ④行政機能 【市長公室／企画部／総務部】
- ⑤環境／文化／地域コミュニティ 【市民部／文化スポーツ部】
- ⑧老朽化対策・長寿命化



取り組むべき施策の推進方針
○電気事業者・情報通信事業者・ガス事業者等の災害対応力強化 ○総合的な大規模停電対策の推進 ○上下水道施設の耐震化・長寿命化の推進 ○運輸・交通事業者の災害対応力強化

5 ライフラインや地域交通ネットワーク等の被害を最小限に留める	
5-2	地域交通ネットワークが分断する事態

最悪な事態を回避するための主な脆弱性評価

- 広域的な代替ルートとしての機能を確保する必要がある。
- 大規模災害での道路インフラの被災による、救助・救急活動や災害対応に支障が生じる事態を回避する必要がある。
- 豪雨時における道路の機能維持を図るため、冠水の恐れがあるアンダーパスや、各地の危険箇所において、対策が必要である。
- 道路や橋梁、トンネル等について、計画的に点検や補修等を実施する必要がある。
- 安全な交通環境を整備する必要がある。
- 交通手段の多様化を進めることで、災害時等の交通手段の途絶を防ぐ必要がある。

施策分野

- ①国土保全／交通／ライフライン／都市・住宅・土地利用 【建設部／水道部】
- ③産業／農林業 【観光経済部】
- ④行政機能 【市長公室／企画部／総務部】
- ⑧老朽化対策・長寿命化



取り組むべき施策の推進方針
○基幹的な道路ネットワークの確保 ○緊急輸送道路ネットワークの確保 ○地域を繋ぐ道路ネットワークの確保 ○道路施設等の整備・維持管理 ○交通安全施設の整備・強化 ○公共交通の整備

6 制御不能な複合災害、二次災害を発生させない	
6-1	ため池、堤防、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

最悪な事態を回避するための主な脆弱性評価

- 農業用ため池について、防災対策を進める必要がある。
- 大規模災害等による河川構造物や砂防施設の機能不全に伴う二次災害の発生に備える必要がある。

施策分野

- ①国土保全／交通／ライフライン／都市・住宅・土地利用 【建設部／水道部】
- ⑧老朽化対策・長寿命化



取り組むべき施策の推進方針	
○農業用ため池の防災対策の推進 ○河川構造物・砂防施設等の耐震化・長寿命化の推進	

6 制御不能な複合災害、二次災害を発生させない	
6-2	農地・森林等の荒廃による被害の拡大

最悪な事態を回避するための主な脆弱性評価

- 農地・農林道・農業水利施設等の適切な保全管理を進める必要がある。
- 災害に強い森林づくりを進める必要がある。

施策分野

- ①国土保全／交通／ライフライン／都市・住宅・土地利用 【建設部／水道部】
- ③産業／農林業 【観光経済部】
- ⑧老朽化対策・長寿命化



取り組むべき施策の推進方針	
○農地・農業水利施設等の適切な保全管理 ○農林道の整備 ○災害に強い森林づくり	

7 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	
7-1	環境の悪化等による復旧・復興の大幅な遅れ

最悪な事態を回避するための主な脆弱性評価

- 燃料や化学物質等の有害物質の飛散・流出対策についてBCPに基づく訓練を実施し、有害物質の保管場所について、随時情報を集める必要がある。
- 災害発生時には河川にごみ等が流出する可能性が高いため、河川環境の保全を図るため対策を進める必要がある。
- 災害廃棄物の迅速な処理を行う必要がある。

施策分野

- ①国土保全／交通／ライフライン／都市・住宅・土地利用 【建設部／水道部】
- ④行政機能 【市長公室／企画部／総務部】
- ⑤環境／文化／地域コミュニティ 【市民部／文化スポーツ部】
- ⑦リスクコミュニケーション



取り組むべき施策の推進方針
○有害物質対策の検討 ○河川に流出したごみ等の撤去 ○災害廃棄物対策の推進

7 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	
7-2	人材等の不足による復旧・復興の大幅な遅れ

最悪な事態を回避するための主な脆弱性評価

- 大規模災害発生時に個人ボランティアやNPO等による災害時の被災地支援活動が効果的に行われる必要がある。
- 大規模災害時における迅速かつ継続的な支援に備える必要がある。
- 地域における防災活動の担い手が必要である

施策分野

- ①国土保全／交通／ライフライン／都市・住宅・土地利用 【建設部／水道部】
- ④行政機能 【市長公室／企画部／総務部】
- ⑤環境／文化／地域コミュニティ 【市民部／文化スポーツ部】
- ⑦リスクコミュニケーション



取り組むべき施策の推進方針
○災害ボランティアの受入・連携体制の構築、支援職員の養成 ○地域における防災活動の強化と防災リーダーの育成

7 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	
7-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

最悪な事態を回避するための主な脆弱性評価

- 大規模災害で市内の文化財や環境的資産等が被害を受けても、迅速な復旧復興をするためには、平時からの適切な整備・保全を実施するとともに、ブランド化を進めておく必要がある。
- 無計画な開発等により自然環境の持つ多面的機能が損なわれることによる災害が発生を防ぐ必要がある。
- 自治会をはじめとした、地域コミュニティを維持・発展させていくことが必要である。
- 子育て、スポーツ、イベントなど多目的な利用ができるとともに、防災拠点としての機能も有した施設等を整備する必要がある。

施策分野

- ①国土保全／交通／ライフライン／都市・住宅・土地利用 【建設部／水道部】
- ③産業／農林業 【観光経済部】
- ⑤環境／文化／地域コミュニティ 【市民部／文化スポーツ部】
- ⑥教育分野 【教育委員会事務局】



取り組むべき施策の推進方針
○文化財等の保護対策の推進とブランド化の促進 ○環境保全の推進 ○自治会等の地域コミュニティの維持と発展 ○多目的な交流拠点の整備

7 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	
7-4	高齢者や子育て世代等の包括的な支援体制機能の低下や、福祉・医療・教育等の機能の低下

最悪な事態を回避するための主な脆弱性評価

- 高齢化の進展により、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、支援を必要とする高齢者の増加が予想されるため、対策が必要である。
- 様々な就労形態による保育ニーズの多様化が進んでおり、支援を進める必要がある。
- 核家族化の進行や、地域のつながりの希薄化などにより、子育て不安を抱える保護者に対する支援が必要である。
- 子ども一人ひとりの状況に応じた教育環境や支援体制の構築が必要である。

施策分野

- ②健康／福祉 【福祉部／こども健康部】
- ⑤環境／文化／地域コミュニティ 【市民部／文化スポーツ部】
- ⑥教育分野 【教育委員会事務局】



取り組むべき施策の推進方針
○包括的な支援体制の構築 ○子育て世代への支援や子どもの教育環境整備

第6章 計画の推進と見直し

6－1 計画の推進

「可児市国土強靱化地域計画」において掲げる施策の推進方針に基づき、本市の各分野別計画を実施することにより、施策の推進を図る。

取り組む施策の詳細については、「可児市国土強靱化地域計画に基づき取り組む施策（アクションプラン）」（以下、「アクションプラン」という。）として別に定めることとする。

アクションプランでは、「可児市政経営計画」における重点事業に、その他の必要な施策も加えて、取り組むべき施策をまとめている。また、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」と取り組むべき施策との関係性を一覧表で整理を行うとともに、優先順位付けを行っている。

アクションプランは基本的に毎年度定め、計画（Plan）・実施（Do）・評価（Check）・改善（Action）のPDCAサイクルによって、各施策の進捗管理等を行うとともに、より効果的な取り組みとなるように推進していく。ただし、本市を取り巻く社会・経済情勢の急激な変化等が生じた場合や、国土強靱化施策の進捗状況等により、必要に応じて見直しを行うことができるものとする。



6－2 計画の見直し

「可児市国土強靱化地域計画」は、推進期間内において実現する施策のみならず、推進期間中に検討を始めるものや、実現に向けて長期的な展望にたった施策も含まれる。また、本市を取り巻く社会・経済情勢の急激な変化等が生じた場合や、国土強靱化施策の進捗状況等により、本推進期間内においても適宜見直しを行う。

「可児市国土強靱化地域計画」は、可児市国土強靱化に関し、各分野別計画の指針

として位置づけられるものであり、「国土強靱化基本計画」と「第２期岐阜県強靱化計画」と調和を図るとともに、「可児市政経営計画」との整合を図って策定している。地域防災計画をはじめとする各分野別計画の見直しの際には、「可児市国土強靱化地域計画」との整合を図るものとする。

脆弱性評価と 施策の推進方針の検討

1 直接死を最大限防ぐ	
1-1	巨大地震による住宅・建築物の倒壊、住宅地や市街地等の大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生

脆弱性の評価	→	施策の推進方針
--------	---	---------

【住宅・建築物等の耐震化・防火対策の促進】 ○ 地震による死傷者の発生を防ぐため、住宅・建築物等の被害を減らす必要がある。 ○ 地震発生時における電気火災を防止する必要がある。 ○ 大規模火災発生時等の消火活動が迅速に行われる必要がある。	→	【住宅・建築物等の耐震化・防火対策の促進】 ○ 災害に強いまちづくりを進めるため、住宅・建築物安全ストック形成事業等を推進し、住宅・建築物・ブロック塀等の耐震化促進のため各種支援を実施する。 ○ 地震発生時における電気火災防止のため、感震ブレーカーの普及を促進する。 ○ 消防水利を確保するための整備を行う。また、消防署など関係機関との連携を行い、迅速な活動ができるよう平時から準備を行う。
---	---	---

【公共施設等の維持管理】 ○ 市庁舎をはじめとした公共施設の被害を最小限に抑える必要がある。 ○ 公共施設等の長寿命化の推進が必要である。 ○ 教育環境の整備・充実を図るとともに、災害時の対応が求められている。小学校及び中学校の大規模改造を計画的に進める必要がある。	→	【公共施設等の維持管理】 ○ 公共施設や文化施設、避難所となる建築物等の耐震化を進めるとともに、屋内の設置物やキャビネット等の転倒防止対策を実施する。また、経年劣化や老朽化に伴う改修など、安全性の確保をできるよう整備を進める。 ○ 公共施設等の長寿命化のため、今後、更新時期を迎える建築物も見込み、計画的な維持管理・更新を行う。 ○ 子供たちが安心で、生き生きと学べる教育環境の整備・充実や、地域の拠点施設としての利便性を図るとともに、災害時の対応ができるよう、小学校及び中学校の大規模改造を進める。
---	---	--

【空き家対策の推進】

○ 空き家の倒壊による道路の閉塞や火災発生を防止する必要がある。

→

【空き家対策の推進】

○ 空き家の利活用等を進めるとともに、空き家所有者への意識啓発や相談体制の整備等、可児市空き家等対策計画に基づいた総合的な空き家対策を推進する。

【消防力の強化】

○ 消防団員の確保環境が一段と厳しさを増しており、人材を確保・育成していくことが必要である。

→

【消防力の強化】

○ 消防団、市町村、企業等の意見を踏まえながら効果的な確保対策を検討するとともに、団員の確保に向けて、自治会等と一緒に、地域全体で人材確保や活用等の方策を推進する。また、消防団活動の広報や資機材の提供等の支援に取り組む。

1 直接死を最大限防ぐ	
1-2	集中豪雨による市街地や集落等の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生

脆弱性の評価	→	施策の推進方針
--------	---	---------

【水害対策の推進】

- 近年の気候変動による降雨の激甚化・頻発化傾向に伴い、水害の頻発化が懸念される。
- 内水による浸水被害を防止・軽減する必要がある。

【水害対策の推進】

- 河川・水路等の氾濫による浸水被害を防ぐため、改修等のハード対策を計画的かつ迅速に進める。また、河川・水路等にかかる除草・樹木伐採・土砂浚渫を計画的に進める。
- 内水による浸水被害の防止・軽減のため、排水機能の強化等の対策を進める。

【水害に関する防災意識の向上】

- 水害リスクを可視化し、平常時からリスクに備えることが必要である。
- 水害・防災への意識を深め、地域の安全・安心の向上を図る必要がある。

【水害に関する防災意識の向上】

- 住民の防災意識を向上させるため、ハザードマップの作成や各種災害情報の周知を実施し、平常時からリスクに備えるための情報発信、避難体制整備の支援等を行う。
- 水害・防災についての情報発信や訓練等を通して、地域の安全・安心の向上を図る。

1 直接死を最大限防ぐ

1-3 大規模土砂災害による集落等の壊滅や甚大な人的被害の発生

脆弱性の評価

→

施策の推進方針

【土砂災害対策の推進】

○ 土砂災害により人命等に危害が及ぶおそれがある箇所において対策する必要がある。

→

【土砂災害対策の推進】

○ 急傾斜地等における土砂災害の被害を防ぐため、急傾斜地崩壊対策工事等のハード対策を推進する。特に、人命等に危害が及ぶおそれがある箇所においては、重点的な対策を実施する。

【土砂災害に関する防災意識の向上】

○ 土砂災害のおそれのある区域を明らかにし、危険箇所の周知や避難のための準備等の対策を実施する必要がある。

→

【土砂災害に関する防災意識の向上】

○ 土砂災害のおそれのある区域を明らかにして、各種災害情報の周知を実施するとともに、平常時からリスクに備えるための情報発信を行い、避難体制の整備を支援する。
○ 土砂災害についての情報発信や講座等を通して、地域の安全・安心の向上を図る。

1 直接死を最大限防ぐ	
1-4	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等に伴う被害の拡大

脆弱性の評価	→	施策の推進方針
--------	---	---------

【住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化】 ○ 各種防災情報や避難情報を、迅速・正確に、分かりやすく発信する必要がある。また、具体的な災害リスクを認知するための方法を検討することも重要である。 ○ 氾濫発生が予想される箇所について、関係機関との連絡体制や確認体制を確立しておく必要がある。 ○ 道路交通の混乱の回避や、緊急車両等の円滑な通行のため、迅速に適切な情報を発信する必要がある。 ○ 住民が、降雨量や川の水位等をいつでも確認できるような態勢が必要である。 ○ 聴覚障がい者等、災害時において情報発信の方法に配慮が必要な方への対応方法を検討する必要がある。

→

【住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化】 ○ 住民主体での避難行動を促進するため、各種防災情報や避難情報をわかりやすく提供できるよう、すぐメールかにはじめとした各種ツールの周知を進める。 ○ 消防団・岐阜県・可児市による重要水防箇所の合同巡視等を活用し、氾濫発生が予想される箇所について、関係機関と連携し、現地確認体制を確認する。また、氾濫発生を確認した場合等の連絡体制を再徹底する。 ○ 道路交通の混乱の回避や、緊急車両等の円滑な通行のため、インターネット等の各種ツールを活用し、迅速に適切な情報発信を行う。 ○ 市ホームページやケーブルテレビから閲覧できるような、雨量情報や河川監視カメラ、岐阜県等の防災関連の情報サイトなど、具体的な災害リスクを認知するための情報提供を促進する。 ○ 平時から、意思疎通ができるよう、情報共有や連携を行う。また、支援事業の実施や現任者のスキルアップを図るなど従事者の資質向上を促進する。

【住民主体での避難対策の強化】

○ 風水害に備え、住民一人ひとりが自らの災害リスクを我が事として捉え、準備する必要がある。

○ 想定最大規模の降雨に対応できるよう準備をする必要がある。

○ 南海トラフ地震臨時情報について周知を図り認知度を高める必要がある。

【住民主体での避難対策の強化】

○ 住民一人ひとりが予め避難のタイミングと手順を考えておけるよう「わが家のハザードマップ」の作成・更新の取り組みの推進や、各種ツールによる情報発信を継続することで、災害時の準備を促進する。また、岐阜県が進める「災害・避難カード」を作成する取り組みも推進し、住民主体での適時・適切な避難行動につなげる。

○ 想定最大規模の降雨に対応したハザードマップの改定をはじめ、中小河川等における水害や土砂災害の危険性がある箇所の周知を促進し、災害時に住民が避難行動を迅速にできるよう準備を進める。

○ 南海トラフ地震臨時情報についての周知を図り、同情報が発表された際に適切な防災対応がとれるよう普及啓発を行う。あわせて、臨時情報（巨大地震警戒）の発表に備え、土砂災害特別警戒区域など事前に避難が必要な地域に居住する住民等を対象にとるべき行動の理解を深める。

→

【防災教育の推進】

○ 地域・家庭・学校等における防災教育を進めることによる、自助と共助の底上げが必要である。

○ それぞれの課題に応じて、指導や訓練等が必要である。

【防災教育の推進】

○ 過去の災害を知る、ハザードマップを確認する、地域の防災訓練に参加する等の具体的な方法を示して、防災教育の推進を図る。

○ 防災教育により得た知識を、より実効性のあるものとするため、各地域・家庭・学校等におけるそれぞれの課題に応じて指導を行うとともに、訓練等の実施を促進する。

→

【要配慮者支援の推進】

○ 平成30 年 7 月豪雨では全国的に在宅高齢者への避難支援の重要性が浮き彫りとなった。災害時の避難等において配慮が必要な人に対して対策が必要である。

○ 平成29 年の水防法及び土砂災害防止法の改正により要配慮者利用施設に義務付けられた避難確保計画の作成及び避難訓練の実施の支援が必要である。

【要配慮者支援の推進】

○ 一人暮らしの高齢者や障がい者など避難行動要支援者の逃げ遅れを防ぐため、要支援者名簿を警察や消防機関等へ事前に提供する取組みに加え、自治会や民生委員、社会福祉協議会等と連携した取組みを進める。また、避難支援を行う者や方法、避難場所、避難経路などを定めた個別計画策定が進むよう、関係機関と連携を図っていく。危険区域に住んでいる要配慮者向けには、直接訪問することによる啓発活動や、オートコールサービスの運用等を実施する。

○ 要配慮者利用施設向けの避難確保計画の作成及び避難訓練の実施の支援を、引き続き実施する。

→

【外国籍市民向けの情報発信方法の整備】

○ 外国籍市民向けの情報発信方法の整備等の取組みを促進する必要がある。

【外国籍市民向けの情報発信方法の整備】

○ 外国籍市民向け情報提供手段として、インターネットサイトの活用や、各種ツールの整備等、多言語に対応できるよう情報発信方法の整備等の取組みを促進する。

→

【多文化共生・外国語コミュニケーションの推進】

○ 外国籍市民が生活する上で必要とする支援を行うとともに、多文化共生施設を拠点とした多文化共生のまちづくりを推進する必要がある。

○ 可児市に住む外国籍の子どもたちの就学環境をより充実させる必要がある。

○ 学校での支援を必要とする児童生徒の増加に対応するため、スクールサポータ

【多文化共生・外国語コミュニケーションの推進】

○ 市窓口へ国際交流員を配置し、通訳・翻訳等を行うことで、外国籍市民の生活のサポートを行う。また、外国籍市民向けの日本語教室等を開催し、多文化共生のまちづくりを推進する。

○ 定住外国籍の子どもの就学支援（義務教育年齢の子どもの就学支援、義務教育年齢を超えた子どもの進学支援等）を行う。

○ 児童生徒ひとりひとりに合わせた指導を組織的に行い、社会性や豊かな人間性

→

一及び通訳サポーターを配置し、個に応じた学習支援や生活支援を推進する必要がある。

○ 外国語教育の充実や、外国籍市民とのコミュニケーションに必要な教育や支援が必要である。

の育成を図る。また、外国籍児童生徒の日本の学校生活への適応を図る。スクールロイヤー、スクールサポーター、通訳サポーターを適切に配置し、児童生徒が学習しやすい環境を整える。また、小中学校への入学を希望する外国籍児童生徒に、学校教育で必要な生活指導や学習指導、日本語指導を行う。

○ 外国語を用いたコミュニケーションを図ることができるよう支援を行う。

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確保する	
2-1	被災地における食料・飲料水等の物資の供給等の長期停止

脆弱性の評価	→	施策の推進方針
--------	---	---------

【非常用物資の備蓄促進】

- 市における非常用物資の備蓄を計画的に進める必要がある。
- 各家庭等における備蓄について、1週間程度の最低生活を確保できる食料等の備蓄が奨励されていることについて、今後も啓発が必要である。

【非常用物資の備蓄促進】

- 市における非常用物資の備蓄について、計画的な購入や更新を行うとともに、民間企業等と連携した備蓄体制の強化を促進する。
- 各家庭における備蓄について、各種広報ツールや出前講座などを通じ、自主的な備蓄の促進に向けた啓発に引き続き取り組む。

【支援物資の供給等に係る防災拠点機能の強化】

- 災害発生時における防災拠点において、円滑な運営が図られる必要がある。
- 発災時における応援部隊や支援物資等の受入拠点や、事業者等の活動拠点を確保する必要がある。
- 各団体や企業等との協定締結や、協定内容を踏まえた訓練等が必要である。

【支援物資の供給等に係る防災拠点機能の強化】

- 平成30年度に公表した内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査を踏まえ、物資輸送機能や活動拠点機能の強化を図るとともに、災害発生時における円滑な運営が図られるよう岐阜県や近隣市町と連携を進める。
- 発災時における警察・消防・自衛隊の応援部隊や支援物資等の受入拠点や、ライフラインの早期復旧が図られるよう、事業者の活動拠点を確保する。また、災害時に防災ヘリポートとして利用される可児市運動公園グラウンド等、物資拠点として重要な役割を担う施設の整備を行う。
- 各団体や企業等との協定締結を進め、必要に応じて、訓練の実施や、物資の受援計画や広域物資輸送拠点の運営マニュアルを改訂するとともに、必要な資機材を整備する。

【支援物資の供給等に係る官民の連携体制の強化】

○ 生活必需物資や医療救護、緊急救援など災害時における対応策を検討しておく必要がある。

→

【支援物資の供給等に係る官民の連携体制の強化】

○ 生活必需物資や医療救護、緊急救援など災害時における応援協定を各分野で締結しており、引き続き新たな協定締結先の検討を進める。また、災害時に活動できるよう、各協定締結団体と平時からの「顔の見える」関係を構築する。

【帰宅困難者対策の推進】

○ 大規模災害時の帰宅困難者を支援する必要がある。

→

【帰宅困難者対策の推進】

○ 大規模災害時には「むやみに移動を開始しない」ことが基本原則であり、平時から企業等の協力により従業員に周知するよう働きかけるとともに、BCPの策定の支援等を通じて、企業等に対し、帰宅困難になった場合に従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことや、必要な物資の備蓄等を促す。

○ 帰宅困難者対策の実効性を確保するための関係各所との調整が必要である。

○ 帰宅困難者対策の実効性を確保するため、岐阜県や警察、消防、地域（自治会等）等と調整を図る。

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確保する	
2-2	救助・救急活動の遅れ及び重大な不足等

脆弱性の評価	施策の推進方針
【救助救出・医療・介護等の関係機関との連携体制の強化】 ○ 災害時における救助救出手段を確保する必要がある。 ○ 災害時における救急医療体制を確保する必要がある。 ○ 災害時に、医療や介護の絶対的不足による被害拡大を防止する必要がある。	【救助救出・医療・介護等の関係機関との連携体制の強化】 ○ 救助救出手段を確保するため、自衛隊、警察、消防等の関係機関との情報共有をするとともに、必要に応じて訓練等を実施する。 ○ 平時から地域の医療機関との情報共有を図り、災害時等に医療機関との救急医療体制を維持できるよう連携強化を進める。 ○ 医療・介護体制を確保できるよう、平時から取り組むとともに、支援体制を検討していく。
【災害対応力強化のための資機材等の整備】 ○ 災害時に、災害用装備資機材や防災拠点等が使用可能な状態である必要がある。 ○ 大規模災害発生時における通信を確保する必要がある。 ○ 消防団による消火活動に加え、人命救助、行方不明者の搜索等の救助活動が迅速かつ的確に行われるよう準備が必要である。	【災害対応力強化のための資機材等の整備】 ○ 災害用装備資機材の配備増強・更新を図るとともに、更新された機器、新たに配備された機器について、職員の使用方法の習熟を図る。 ○ 平時からシステムの整備や更新を計画的に進めるとともに、災害時にも対応できるよう準備を進める。 ○ 消防団による消火活動に加え、人命救助、行方不明者の搜索等の救助活動が迅速かつ的確に行われるよう、消防車両の整備や更新を計画的に進めるとともに、救助活動用資機材の整備や使用方法の習熟を図る。

【社会福祉施設等への支援】

○ 災害時の社会福祉施設等の、福祉・介護分野における体制整備を図る必要がある。

→

【社会福祉施設等への支援】

○ 災害時の福祉・介護分野における人材派遣等、広域的な緊急支援について、体制整備を図る。また、社会福祉施設等について、今後も現状にあわせた防災計画の見直しやBCP策定、連携体制の強化に努めるよう支援・指導を実施する。

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確保する	
2-3	劣悪な生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化

脆弱性の評価	→	施策の推進方針
--------	---	---------

【避難所環境の充実】

- 避難所の防災機能を確保するとともに、可能な限り良好な生活環境を確保できるよう配慮を進める必要がある。
- 要配慮者が安心して避難生活を送れるようにするため、支援を行う必要がある。
- 避難所での感染症等による健康の悪化を防止する必要がある。

【避難所環境の充実】

- 避難所を安心して利用できるよう災害特性に応じた配置状況の点検、耐震対策、非常用電源設備や備蓄倉庫の整備など防災機能の強化を促進する。また、可能な限り良好な生活環境を確保する観点から、暑さ・寒さ対策やプライバシー配慮対策をはじめ乳幼児のいる世帯や女性、障がい者、高齢者等の多様な利用者に配慮した環境整備を促進する。
- 要配慮者が安心して避難生活を送れるようにするため、避難所における備蓄品等の整備を行う。また、避難所における防犯体制の確保や、感染症の発生・蔓延を防ぐための衛生・防疫体制の整備を図る。
- 避難所における感染症対策として、パーテーションや消毒液等のハード面を整備するとともに、感染症対策マニュアル策定等のソフト面の整備も進める。

【健康管理体制の整備】

- 発災時における被災者の健康状態を悪化させないための対策が必要である。
- 災害関連死を防止するための対策が必要である。

【健康管理体制の整備】

- 発災時における被災者の健康状態の把握を円滑に実施するため、保健師の確保体制を整備するとともに、被災現場においても的確な対応ができるよう、保健師等のスキルアップを図る。
- 災害時における車中泊の危険性を周知し、エコノミークラス症候群の発生を抑制するとともに、感染症やストレス性疾患予防のため、啓発を強化していく。

【福祉避難所の運営体制確保】

○ 福祉避難所の環境整備や運営体制の確保が必要である。

→

【福祉避難所の運営体制確保】

○ 福祉避難所運営マニュアル等の策定や訓練を進めるとともに、研修会等を通して、福祉避難所の充実・強化に努める。福祉避難所において介護を提供する人材や要配慮者の課題をマネジメントする人材を確保する。

3 必要不可欠な行政機能を確保する	
3-1	市職員・施設等の被災による行政機能の低下

脆弱性の評価	→	施策の推進方針
--------	---	---------

【災害初動対応力の強化】

- 住民への的確な避難情報の発令が行える必要がある。
- 被災後に必要な書類関係を滞りなく発行できる体制である必要がある。

【災害初動対応力の強化】

- 住民への的確な避難情報を発令するため、事前に整備した風水害タイムラインに従って準備を実施する。また、ダムの異常洪水時防災操作に備え、ダム管理者や岐阜県、関係機関と情報共有を行う。
- 罹災証明書発行業務など応急復旧業務に従事する職員を確保するため、平時から準備しておくとともに、必要に応じて応援を求める。また、災害時の業務を総合的に支援する「被災者支援システム」を有効活用できるよう準備をする。

【庁舎等の防災拠点機能の確保】

- 市庁舎が災害対応の中核拠点として機能できるよう、着実に整備を進める必要がある。
- 情報システム関連は、災害時においても停止することなく稼働又は早く復旧できる必要がある。
- 公共施設等が被災する可能性や、周辺インフラの被災によって機能不全を防止する必要がある。
- 道路インフラの被災により、市内公共施設や広域防災拠点等へ到達できず、災

【庁舎等の防災拠点機能の確保】

- 市庁舎が災害時において利用不可能とならないよう、計画的な整備を行う。また、災害対応に従事する職員等が円滑に活動できるよう、防災情報通信システム等の設備を整備する。
- 情報システム部門の平時からの管理を確実に実施するとともに、常に最新の状況を反映した状態となるよう点検を行う。また、災害対応に関するシステムや情報発信媒体等は、特に停止することなく稼働又は早く復旧できるよう、対策を進めていく。
- 防災拠点を守る治水・土砂災害対策を着実に推進する。特に、浸水が想定されている箇所については、電気系統の浸水対策を実施する。
- 道路インフラの被災により災害対応に支障が生じる事態を回避するため、引き

害対応に支障が生じる事態を回避する必要がある。

続き緊急輸送道路ネットワークの整備を着実に実施する。

【業務継続体制の整備】

○ 業務継続体制の整備を整えておく必要がある。

→

【業務継続体制の整備】

○ 被災時に備え、非常時優先業務の選定、職員の安否・参集状況の確認体制等について、引き続き維持する。

【広域連携の推進】

○ 災害時の広域連携の推進を図る必要がある。

→

【広域連携の推進】

○ 災害時の広域応援体制の強化や広域避難の検討、帰宅困難者対策など広域的に取り組むべき課題について、国、岐阜県、他市等との連携の強化を図る。また、円滑に職員の応援要請が行えるよう連絡体制等を整えておく。

【切れ目のない被災者生活再建支援】

○ 被災者が被災直後から生活再建に至るまで、支援が受けられるように促進する必要がある。

→

【切れ目のない被災者生活再建支援】

○ 各種支援施策、支援窓口（民間ボランティアやNPO等を含む）、具体的な手続き方法、留意点などを盛り込んで説明ができる体制を作る。また、被災者が被災直後から生活再建に至るまで、切れ目のない支援が受けられる取組みを促進する。

【被災住宅への支援や応急住宅の供給】

○ 被災住宅の応急修理について支援を図るとともに、市における被害認定調査や罹災証明書発行業務等が迅速に行われる必要がある。また、必要に応じて応急住宅の供給も検討する必要がある。

→

【被災住宅への支援や応急住宅の供給】

○ 被災住宅からの土砂撤去、屋根等の応急修理について災害ボランティア等との連携を強化するとともに、被害の状況に応じて災害救助法、被災者生活再建支援法や岐阜県の被災者生活・住宅再建支援制度を速やかに適用し被災者の生活再建を支援する。また、被害認定調査と罹災証明書発行業務が迅速に行われるよう、平時から体制を整えておく。また、必要に応じて応急住宅の供給についても検討する。

4 生活・経済活動を機能不全に陥らせない

4-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

脆弱性の評価

→

施策の推進方針

【BCP等の策定支援】

○ 企業等の災害への対策強化を推進する必要がある。

→

【BCP等の策定支援】

○ 各企業のBCP策定支援を推進する等、災害への対策強化を進める。また、BCP策定後もフォローアップを行う。

【企業立地の促進】

○ 本社機能を可児市内に移すことで、大都市圏に集中する企業のリスク分散に繋げる必要がある。

→

【企業立地の促進】

○ 国や岐阜県全体の強靱化を図る観点から、本社機能の移転を推進することで、大都市圏に集中する企業のリスク分散に繋げる。

○ 市内の工業団地等への企業立地を進めることで、従業員の移住、流出防止等を進める。

【商工業の支援】

○ 地域の商工業の支援を促進することにより、災害時等にも耐えうる体力のある事業者を増やす必要がある。

→

【商工業の支援】

○ 小規模事業者や創業希望者の支援等の各種対策を行う。また、商工会議所等と連携し、適切な支援等ができるよう推進していく。

4 生活・経済活動を機能不全に陥らせない

4-2 市内経済の活性化ができないことによる観光経済等への影響

脆弱性の評価



施策の推進方針

【市内経済の活性化】

○ 大規模災害で市内経済が停滞しても、地域全体が衰退することなく、迅速な復旧復興をするためには、地域経済活性化を進めておく必要がある。

○ 可児市の新たな魅力創出と発信を行い、観光交流人口の増加のみならず、移住・定住に繋げていくことが必要である。

【市内経済の活性化】

○ 地域資源（歴史・文化・自然等）を活かし、地域住民を連携した協働のまちづくりを確立する。また地域資源（歴史・文化・自然等）を観光資源として磨き上げて市の魅力を高め、その魅力を効果的に発信することにより観光交流人口の増加を促進する。

○ ホームページ等により可児市の魅力と住みよさ（都市環境等）を市内外にPRし、定住・移住を促進する。観光グランドデザイン本編を引き続き推進し、市内の地域資源等を活用した施策を進める。

【観光地等の風評被害防止対策】

○ 大規模災害発生時の過度な報道等により、被災していない地域まで被災しているとの風評被害が発生する場合があります、適切な対応が必要である。

【観光地等の風評被害防止対策】

○ 国内外に正確な情報を発信するとともに、タイミングを見極めながらプロモーション支援等の適切な対応を実施する。

5 ライフラインや地域交通ネットワーク等の被害を最小限に留める	
5-1	ライフライン（電気、ガス、上下水道等）の長期間にわたる機能停止

脆弱性の評価	施策の推進方針
【電気事業者・情報通信事業者・ガス事業者等の災害対応力強化】 ○ 災害時の電気やガス等の長期供給停止、情報通信等の途絶等を発生させないため、各事業者と連携を進めるとともに、対応策を強化していく必要がある。	【電気事業者・情報通信事業者・ガス事業者等の災害対応力強化】 ○ 平時から、各事業者との関係を構築するとともに、必要に応じて事業者等との協定締結も検討する。また、岐阜県や関係各所との連携や情報共有を継続して実施し、災害時等には迅速に対応できるよう、準備を進める。
【総合的な大規模停電対策の推進】 ○ 停電が長期化した際にも代替的な電源が迅速かつ円滑に確保される仕組みを整備する必要がある。 ○ 停電時の住民の不安や混乱を軽減するため、きめ細かな情報発信を行う必要がある。 ○ 暴風等に伴う倒木による停電発生対策をする必要がある。	【総合的な大規模停電対策の推進】 ○ 非常用発電機の確保を進めるとともに、燃料補給体制や、電気自動車からの電力供給をすることによる電力確保の活用等について、協定締結等を含めて対策や準備を進める。 ○ 停電時の住民の不安や混乱を軽減するため、電気事業者や岐阜県等と相互に連携して多様な情報伝達手段を活用してきめ細かな情報発信を行う。 ○ 暴風等に伴う倒木による停電発生を未然に防止するため、危険樹木の事前伐採を効果的かつ効率的に推進する。また、平時からの電気事業者との関係を構築するとともに、必要に応じて事業者等との協定も検討する。

【上下水道施設の耐震化・長寿命化の推進】

- 災害時の上下水道施設の被害を防ぐ必要がある。
- 上水道施設の被害により断水が発生した場合の対策が必要である。
- 下水道施設の被害により汚水施設等の長期間の機能停止を防ぐ必要がある。

→

【上下水道施設の耐震化・長寿命化の推進】

- 上下水道の大規模地震対策・長寿命化を進める。また地域間相互バックアップ機能強化も検討し計画的に推進する。
- 上水道施設の被害により断水が発生した場合、水道協会と連携し給水車等による応急給水体制を確保する。また、被災時の応急復旧、応急給水の支援体制が円滑に実施されるよう必要な調整を行う。
- 下水道施設の被害により汚水施設等の長期間の機能停止を防ぐため、不明水対策を行いつつ、同時に耐震化を進めていく。また被災した際の被害を最小限に留めるため、関係機関との応援体制の確保、資材の備蓄、緊急時対応マニュアルに基づく防災訓練などのソフト対策を進める。

【運輸・交通事業者の災害対応力強化】

- 大規模災害時も、緊急・救援輸送への対応や早急な運行再開が必要である。

→

【運輸・交通事業者の災害対応力強化】

- 平時から、各事業者との関係を構築するとともに、必要に応じて事業者等との協定締結を検討し、連携の強化や情報共有を継続して実施する。

5 ライフラインや地域交通ネットワーク等の被害を最小限に留める	
5-2	地域交通ネットワークが分断する事態

脆弱性の評価	→	施策の推進方針
--------	---	---------

【基幹的な道路ネットワークの確保】 ○ 可児市は津波等による被害がないため、沿岸部の幹線が甚大な被害を受けた際に、広域的な代替ルートとしての機能を確保する必要がある。	→	【基幹的な道路ネットワークの確保】 ○ 沿岸部の幹線が甚大な被害を受けた際に、東西・南北の交通の分断が生じることのないよう、災害直後から有効に機能する主要な道路ネットワークの整備を図り、広域的な代替ルートとしての機能を確保する。
【緊急輸送道路ネットワークの確保】 ○ 道路インフラの被災により医療施設や各防災拠点へ到達できず、救助・救急活動や災害対応に支障が生じる事態を回避する必要がある。	→	【緊急輸送道路ネットワークの確保】 ○ 救助・救急活動や災害対応に支障が生じる事態を回避するため、引き続き緊急輸送道路ネットワーク上の道路整備、橋梁耐震対策及び斜面对策等の整備を着実に進めていく。
【地域を繋ぐ道路ネットワークの確保】 ○ 可児市は、人・物の移動・輸送手段を車に大きく依存しており、地域を繋ぐ道路ネットワークの確保が非常に重要である。 ○ 豪雨時における道路の機能維持を図るため、冠水の恐れがあるアンダーパスや、各地の危険箇所において、対策が必要である。	→	【地域を繋ぐ道路ネットワークの確保】 ○ 道路ネットワークの着実な整備を進めるとともに、歩道整備や防護柵設置といった交通安全対策を含めて、対策を実施していく。 ○ 豪雨時における道路の機能維持のため、冠水の恐れがあるアンダーパスにおいて、排水設備の補修を進めていくとともに、河川からの溢水による道路冠水等の情報をリアルタイムに把握し、速やかに規制等の対応を行うため、カメラ等の整備も進める。

【道路施設等の整備・維持管理】

○ 道路や橋梁、トンネル等について、計画的に点検や補修等を実施する必要がある。

→

【道路施設等の整備・維持管理】

○ 道路の整備・改良を行うことで、大型車交通も可能とし、アクセス強化や安全性及び利便性の向上、通学路等の安全確保に繋げる。また、橋梁やトンネル等について、計画的に点検や補修等を実施する。

【交通安全施設の整備・強化】

○ 安全な交通環境を整備する必要がある。

→

【交通安全施設の整備・強化】

○ カーブミラー、通学路標識等の道路に付属する交通安全施設について新設及び修繕を計画的に実施する。

【公共交通の整備】

○ 災害時等の交通手段の途絶を防ぐ必要がある。

→

【公共交通の整備】

○ 可児市地域公共交通網形成計画の方針に基づいて、公共交通網を構築する。

6 制御不能な複合災害、二次災害を発生させない	
6-1	ため池、堤防、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

脆弱性の評価		施策の推進方針
【農業用ため池の防災対策の推進】 ○ 生命、財産に影響を与えるおそれがある農業用ため池について、防災対策を進める必要がある。		→
【農業用ため池の防災対策の推進】 ○ 農業用ため池の点検・調査を継続して実施し、計画的な整備等を進める。また今後、国の基準が見直されて、対策を必要とするため池数の増加が見込まれるため、ハザードマップの作成や管理体制の強化など、引き続きハード・ソフトを組み合わせた取組みを継続する。		→
【河川構造物・砂防施設等の耐震化・長寿命化の推進】 ○ 大規模災害等による河川構造物や砂防施設の機能不全に伴う二次災害の発生に備える必要がある。		→
【河川構造物・砂防施設等の耐震化・長寿命化の推進】 ○ 大規模災害等による河川構造物や砂防施設の機能不全に伴う二次災害の発生に備えるため、耐震化や長寿命化を進める。また、計画的な整備・補修等の維持管理を進め、災害時に即座に対応できるよう準備を進める。		

6 制御不能な複合災害、二次災害を発生させない	
6-2	農地・森林等の荒廃による被害の拡大

脆弱性の評価	施策の推進方針
【農地・農林道・農業水利施設等の適切な保全管理】 ○ 農地・農業水利施設等の適切な保全管理を進める必要がある。 ○ 安定した食料供給に向け、農業水利施設の対策が必要である。	【農地・農林道・農業水利施設等の適切な保全管理】 ○ 農地が有する保水効果など国土保全機能を維持するため、担い手の育成や継続的な営農活動を行う集落、経営体等を支援するとともに、地域の活動組織が主体となった農地や農林道、農業水利施設等を保全管理する取組みの支援や、農地保全に資する防護と捕獲が一体となった総合的な鳥獣被害対策を継続する。 ○ 安定した食料供給に向け、引き続き基幹的農業水利施設の長期的な施設機能の確保に向けた保全対策を推進する。
【災害に強い森林づくり】 ○ 豪雨等による山地災害等の防止や、適切な経営管理が行われていない森林の整備等が必要である。	【災害に強い森林づくり】 ○ 豪雨等による山地災害等の防止するため、森林整備を計画的に推進する。また、適切な経営管理が行われるよう対策を進める。

7 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	
7-1	環境の悪化等による復旧・復興の大幅な遅れ

脆弱性の評価	→	施策の推進方針
--------	---	---------

【有害物質対策の検討】 ○ 燃料や化学物質等の有害物質の飛散・流出対策についてBCPに基づく訓練を実施し、有害物質の保管場所について、随時情報を集める必要がある。	→	【有害物質対策の検討】 ○ 有害物質の飛散・流出対策について、大規模災害発生時に迅速な対応をするため、消防署や防災部門と連携し保管場所の把握に努め、事前に対応方法等を検討する。
【河川に流出したごみ等の撤去】 ○ 大規模災害発生時には河川にごみ等が流出する可能性が高いため、河川環境の保全を図るため対策を進める必要がある。	→	【河川に流出したごみ等の撤去】 ○ 河積を阻害している流木・河道内樹木の撤去等、災害の発生防止を図る取組みにあわせて、災害発生時に流出したごみを適正に撤去・処分するなどにより河川環境の保全を図る。
【災害廃棄物対策の推進】 ○ 大規模災害発生時には災害廃棄物の発生が想定されるため、迅速な処理を行う必要がある。	→	【災害廃棄物対策の推進】 ○ 災害廃棄物の迅速な処理を行うため、岐阜県や関係機関等との連絡調整を進め、災害廃棄物処理体制の強化を図る。

7 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	
7-2	人材等の不足による復旧・復興の大幅な遅れ

脆弱性の評価	施策の推進方針
【災害ボランティアの受入・連携体制の構築、支援職員の養成】 ○ 大規模災害発生時に個人ボランティアやNPO等による災害時の被災地支援活動が効果的に行われる必要がある。 ○ 大規模災害時における迅速かつ継続的な支援に備える必要がある。	【災害ボランティアの受入・連携体制の構築、支援職員の養成】 ○ 大規模災害発生時に行政、社会福祉協議会、NPO・災害ボランティア団体等が連携・協働していくため、岐阜県や関係各所と調整してボランティアの受入体制を整備できるよう、平時から準備を行う。 ○ 大規模災害時における迅速かつ継続的な支援に備えるため、災害ボランティアセンターの運営支援などを担う災害ボランティア支援職員を養成できるよう検討する。
【地域における防災活動の強化と防災リーダーの育成】 ○ 地域における防災活動の担い手が必要である。	【地域における防災活動の強化と防災リーダーの育成】 ○ 災害時には、お互いの助け合いにより、命を守る共助が大切となることから、自主防災組織の結成・活動を支援するとともに、防災士等のスキルアップを図るなど、地域における防災リーダーの育成を進める。

7 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	
7-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

脆弱性の評価	→	施策の推進方針
【文化財等の保護対策の推進とブランド化の促進】 ○ 大規模災害で市内の文化財や環境的資産等が被害を受けても、迅速な復旧復興をするためには、平時からの適切な整備・保全を実施する必要がある。 ○ 迅速な復旧復興をするためには、地域における文化財や歴史的資産を活用してブランド化を進める必要がある。	→	【文化財等の保護対策の推進とブランド化の促進】 ○ 地域の文化財を適切に保存し後世へ継承するため、防災・防犯対策の徹底、大規模災害に備えた老朽化対策や、耐震調査・耐震補強等への支援、また、後世への継承や資料の一元管理を図る。 ○ 地域活性化のため住民活躍の場の拡大と人材育成を行い、山城の魅力を発信する。また、東美濃の山城推進部会の事務局として、関係市町と連携した周遊企画を実施する。
【環境保全の推進】 ○ 無秩序な開発等により自然環境の持つ多面的機能が損なわれることによる災害が発生を防ぐ必要がある。	→	【環境保全の推進】 ○ 無秩序な開発が行われないよう適切に指導したり、環境教育等により環境意識を高めるなど、自然環境や里山環境の保全を推進する。
【自治会等の地域コミュニティの維持と発展】 ○ 自治会をはじめとした、地域コミュニティを維持・発展させていくことが必要である。	→	【自治会等の地域コミュニティの維持と発展】 ○ 自治会をはじめとした、地域コミュニティを維持・発展させ、地域の様々な活動と防災活動を組み合わせること等により、地域の防災力を向上させる。また、災害時に共助の力を発揮するため、自主防災組織の活動促進も含め、平時からの地域におけるコミュニティの活動の担い手となる人材を養成するための支援も図る。

【多目的な交流拠点の整備】

○ 子育て、スポーツ、イベントなど多目的な利用ができるとともに、防災拠点としての機能も有した施設等を整備する必要がある。

→

【多目的な交流拠点の整備】

○ Kルートや木曽川左岸遊歩道の間接地点に位置し、木曽川の自然や歴史に親しむ交流拠点として、駐車場や休息所を有し、子育て、スポーツ、イベントなど多目的な利用ができるとともに、防災拠点としての機能も有した多目的な交流拠点の整備を進める。

7 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	
7-4	高齢者や子育て世代等の包括的な支援体制機能の低下や、福祉・医療・教育等の機能の低下

脆弱性の評価	→	施策の推進方針
--------	---	---------

【包括的な支援体制の構築】

○ 高齢化の進展により、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、そして支援を必要とする高齢者の増加が予想される。高齢者が住み慣れた地域で生活を継続していくためには、公助はもちろん、自助や共助、さらにそれらが連携した包括的な支援体制が必要である。

【包括的な支援体制の構築】

○ 平時から、高齢者に対する支援体制を構築しておくことで、災害時等にも迅速な対応が可能となる。そのため、法に基づく介護や医療サービス（公助）、主体的な健康づくりや生きがいくくり（自助）、地域住民等による支え合い・助け合い（共助）等を推進する。

【子育て世代への支援や子どもの教育環境整備】

○ 様々な就労形態による保育ニーズの多様化、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化による子育て不安を抱える保護者が増加していることに対して支援が必要である。

○ 子ども一人ひとりの状況に応じた教育環境や支援体制の構築が必要である。

【子育て世代への支援や子どもの教育環境整備】

○ 地域・社会全体で子育て家庭を応援し支えていくことで、平時だけでなく災害時にも強固な家庭や地域の体制づくりを進める。

○ 子ども一人ひとりの状況に応じた教育環境や支援体制の構築を進める。

可児市国土強靱化地域計画

令和＊年＊月

発行 可児市

〒509-0292 岐阜県可児市広見一丁目1番地

TEL：0574-62-1111

編集 総務部防災安全課